

第 84 号議案

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表中「法別表第 1」を「法別表」に改める。

付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 85 号議案

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田区国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 24 条の 4」を「第 24 条の 5」に改める。

第 14 条の 3 中「及び第 19 条の 4」を「、第 19 条の 4 及び第 19 条の 5」に改め、同条第 2 号エ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 15 条の 8 中「及び第 19 条の 4」を「、第 19 条の 4 及び第 19 条の 5」に改める。

第 15 条の 9 中「及び第 19 条の 4」を「、第 19 条の 4 及び第 19 条の 5」に改め、同条第 2 号イ中「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を「、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」に改める。

第 15 条の 16 中「及び第 19 条の 4」を「、第 19 条の 4 及び第 19 条の 5」に改める。

第 16 条中「第 19 条の 2」の次に「及び第 19 条の 5」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項」を加える。

第 19 条中「に定める額若しくは第 19 条の 4 各号」を「、第 19 条の 4 各号若し

くは第 19 条の 5 第 1 項各号」に改める。

第 19 条の 2 第 1 号中「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項」に、「附則第 35 条の 2 の 6 第 15 項」を「附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項」に改める。

第 19 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第 19 条の 5 当該年度において、世帯に出産被保険者（法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 19 条の 2 に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第 15 条の 8、第 15 条の 16 及び第 16 条の 5 に定める額を超える場合には、当該額）とする。

(1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第 32 条の 10 の 2 各号で定める場合にあつては、出産の日。第 24 条の 5 第 1 項及び第 2 項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額（第 19 条の 2 に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出

産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 後期高齢者支援金等賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 介護納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この号において同じ。)に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の介護納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 当該年度分の介護納付金賦課額の被保険者均等割額(第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

第24条の4の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

第24条の5 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した

届書を区長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、区長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条の3、第15条の8、第15条の9、第15条の16、第16条、第19条、第19条の5及び第24条の5の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法等の改正に伴い、出産被保険者の保険料の減額に係る規定を定めるほか、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 86 号議案

大田区西蒲田三丁目複合施設条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区西蒲田三丁目複合施設条例

(設置)

第 1 条 知的障害児及び身体障害児並びに発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害児の福祉の向上を図る等、各施設がそれぞれの機能を果たし、地域コミュニティの発展に寄与するため、大田区西蒲田三丁目複合施設（以下「西蒲田三丁目複合施設」という。）を大田区西蒲田三丁目 19 番 4 号に設置する。

(構成施設)

第 2 条 西蒲田三丁目複合施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 大田区立心身障害児通所施設条例（平成 3 年条例第 50 号）に規定する大田区立こども発達センターわかばの家西蒲田分室
- (2) その他必要な施設

(管理)

第 3 条 前条第 1 号に掲げる施設の管理に関し必要な事項は、同号に規定する条例の定めるところによる。

2 前条第 2 号に掲げる施設の管理については、この条例の定めるところによる。

(施設の変更制限)

第 4 条 西蒲田三丁目複合施設（第 2 条第 2 号に掲げる施設に限る。次条から第 7 条までにおいて同じ。）の使用者（以下「使用者」という。）は、その使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ

め区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(入館の制限)

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、西蒲田三丁目複合施設への入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者
- (2) 館内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、西蒲田三丁目複合施設の管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、西蒲田三丁目複合施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第7条 使用者は、西蒲田三丁目複合施設を損傷し、又は滅失させたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 区長は、この条例の施行の前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

(大田区立心身障害児通所施設条例の一部改正)

- 3 大田区立心身障害児通所施設条例(平成3年条例第50号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「大田区立こども発達センターわかばの家ふれあいはずぬま分室」を「大田区立こども発達センターわかばの家西蒲田分室」に、「大田区西蒲田三丁目19番1号」を「大田区西蒲田三丁目19番4号」に改める。

(提案理由)

大田区西蒲田三丁目複合施設を設置し、その管理に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

第 87 号議案

大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区産業プラザ条例の一部を改正する条例

大田区産業プラザ条例（平成 6 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

別表中(3)の項を削り、(4)の項を(3)の項とし、同表備考中第 7 号から第 12 号までを削り、第 13 号を第 7 号とし、第 14 号を第 8 号とし、第 15 号を第 9 号とし、同表備考第 16 号ウを削り、同号を同表備考第 10 号とし、同表備考第 17 号中「第 15 号」を「第 9 号」に改め、同号を同表備考第 11 号とする。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

産業プラザのコワーキングスペースを廃止するため、条例を改正する必要がある
るので、この案を提出する。

第 88 号議案

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

大田区立障害者福祉施設条例（昭和 58 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 通所施設の一部大田区立大森東福祉園の項の次に次のように加える。

大田区立大森東福祉園分場	大田区大森本町二丁目 2 番 3 号
--------------	--------------------

別表第 1 の 1 通所施設の一部大田区立くすのき園の項中「南六郷三丁目 23 番 9 号」を「蒲田二丁目 10 番 1 号」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

大森東福祉園分場の設置及びくすのき園の一時移転のため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 89 号議案

大田区空家等の適切な管理の推進に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区空家等の適切な管理の推進に関する条例の一部を改正する条例
大田区空家等の適切な管理の推進に関する条例（令和 4 年条例第 25 号）の一部
を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

2 所有者等は、区が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければ
ならない。

第 7 条第 6 項中「負担を求めることができる」を「全部又は一部を負担させる
ことができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その徴収に当たっては、実際に要した費用の額及びその
納期限を定め、所有者等に対し、文書をもって納付を命じなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

空家等の適切な管理を推進するに当たり、区が実施する空家等に関する施策に
協力するよう努める旨の所有者等の責務を定めるとともに、規定を整備するため、
条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

第 90 号議案

大田区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 11 月 29 日

提出者 大田区長 鈴木 晶 雅

大田区空家等対策審議会条例の一部を改正する条例

大田区空家等対策審議会条例（平成 27 年条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条第 3 号中「第 14 条第 3 項」を「第 22 条第 3 項」に改める。

付 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）附則第 1 条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるため、この案を提出する。